（認可の申請）

第六十四条の六　［略］

［2　略］

（確認の業務の用に供する設備の基準）

第六十四条の七　法第三十八条の二第三項第二号に規定する主務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

［一～五　略］

六　認可申請者が認可を受けて行う確認の業務の用に供する設備のうち第六十四条の五第二号に規定する方法により利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認に関する事務を実施する際に用いる設備（次号において「確認事務実施設備」という。）は、当該確認を適切に行うために必要な性能を有していること。

［七　略］

第六十四条の八・第六十四条の九

（確認の業務の廃止の届出事項）

第六十四条の十　令第二十五条の五に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

［一・二　略］

（機構と特定利用者証明検証者との間での取決めの内容）

第六十四条の十一　［略］

［一～四　略］

第三節　認証業務関連事務の委任

（認証業務関連事務の委任）

第六十五条　市町村長（特別区の区長を含む。次項において同じ。）は、機構に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十五条第一項に規定する個人番号通知書・個人番号カード関連事務と併せて、法第二条第三項に規定する認証業務のうち次に掲げる事務（以下「認証業務関連事務」という。）を行わせることができる。

一　法第三条第二項に規定する申請者又は法第二十二条第二項に規定する申請者が併せて個人番号カードの交付を申請する場合における次に掲げる事務

イ　法第三条第二項に規定する申請書及び法第二十二条第二項に規定する申請書（以下この号及び次条第一項第一号において「個人番号カード用署名用電子証明書等発行申請書」という。）の用紙及びこれらに関連する印刷物の作成及び発送（受取人の住所及び居所が明らかでないことその他の理由により返送されたものの再度の発送を除く。）

ロ　個人番号カード用署名用電子証明書等発行申請書の受付及び保存

ハ　次に掲げる事務に係る電子計算機の設置、管理及び運用

(1)　法第三条第四項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の個人番号カードへの記録

(2)　法第三条第七項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の個人番号カードへの記録

(3)　法第二十二条第四項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の個人番号カードへの記録

(4)　法第二十二条第七項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の個人番号カードへの記録

ニ　個人番号カード用署名用電子証明書発行通知書（法第三条第七項の規定により個人番号カードに記録した個人番号カード用署名用電子証明書を申請者に提供するため、住所地市町村長が当該申請者に対して当該市町村（特別区を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の事務所への出頭を求める旨を記載した通知書をいう。

（認可の申請）

第六十四条の五　［同上］

［2　同上］

（確認の業務の用に供する設備の基準）

第六十四条の六　［同上］

［一～五　同上］

六　認可申請者が認可を受けて行う確認の業務の用に供する設備のうち第六十四条の四第二号に規定する方法により利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認に関する事務を実施する際に用いる設備（次号において「確認事務実施設備」という。）は、当該確認を適切に行うために必要な性能を有していること。

［七　同上］

第六十四条の七・第六十四条の八

（確認の業務の廃止の届出事項）

第六十四条の九　令第二十五条の四に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

［一・二　同上］

（機構と特定利用者証明検証者との間での取決めの内容）

第六十四条の十　［同上］

［一～四　同上］

第三節　認証業務関連事務の委任

（認証業務関連事務の委任）

第六十五条　［同上］

一　［同上］

イ　法第三条第二項に規定する申請書及び法第二十二条第二項に規定する申請書（以下この号及び次条第一項第一号において「署名用電子証明書等発行申請書」という。）の用紙及びこれらに関連する印刷物の作成及び発送（受取人の住所及び居所が明らかでないことその他の理由により返送されたものの再度の発送を除く。）

ロ　署名用電子証明書等発行申請書の受付及び保存

ハ　［同上］

(1)　法第三条第四項の規定による署名利用者符号及び署名利用者検証符号の個人番号カードへの記録

(2)　法第三条第七項の規定による署名用電子証明書の個人番号カードへの記録

(3)　法第二十二条第四項の規定による利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の個人番号カードへの記録

(4)　法第二十二条第七項の規定による利用者証明用電子証明書の個人番号カードへの記録

ニ　署名用電子証明書発行通知書（法第三条第七項の規定により個人番号カードに記録した署名用電子証明書を申請者に提供するため、住所地市町村長が当該申請者に対して当該市町村（特別区を含む。以下この条及び第六十七条第一項において同じ。）の事務所への出頭を求める旨を記載した通知書をいう。次条第一項第一号において同じ。）